

渋谷区あやめの苑・代々木 短期入所生活介護事業

及び介護予防短期入所生活介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、渋谷区（以下「区」という。）が開設する短期入所生活介護事業者及び介護予防短期入所生活介護事業者（以下「事業者」という。）が行う短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、職員体制や管理運営に関する事項を定め、居宅の高齢者等が要介護状態等になった場合において、適正に短期入所介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という。）を提供することを目的とする。

(基本理念)

第2条 基本理念を次のとおり定める。

老人福祉法の基本理念及び『人を大切にする』『人に対する思いやり』等の人権尊重の考えを施設運営の基本とする。

(運営の方針)

第3条 運営方針を次のとおり定める。

- (1) 事業団が区民福祉のための施設であることを深く理解し、公平性と透明性を確保のうえ、施設を利用する高齢者が満足できる質の高いサービス提供に努める。
- (2) 個人の尊厳(人格・信条等)と人間性の尊重をケアの原点とし、一人ひとりが大切にされていると感じ、日々の生活を快適に送ることができるよう努める。
- (3) 地域に根差し、地域に親しまれる施設、地域福祉の推進に貢献できる施設づくりを目指す。
- (4) 職員は専門職員としての自覚を持ち、それぞれが常に知識・技術の専門性を高めるよう努め、互いを尊重し、利用者本位となり協力し合うチームケアを目指す。
- (5) 介護報酬の収入確保を図るとともに、コスト削減に努め、効率的な運営を行う。

(事業所の名称等及び事業の委託)

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 渋谷区あやめの苑・代々木（以下「事業所」という。）
 - (2) 所在地 渋谷区代々木三丁目35番1号
- 2 区は、事業を社会福祉法人等（以下「受託事業者」という。）に委託する。

(事業の休業日)

第5条 本事業については休業日を設けないこととする。ただし、区が特に必要と認めたときは、これを変更し又は臨時に休業することができる。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 職種・員数 別表1のとおり
- (2) 職務内容
 - ア 管理者 事業所従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - イ 医師 利用者の診療、健康管理及び保健衛生指導を行う。
 - ウ 生活相談員 利用者及びその家族に対する生活全般にわたる相談援助を行う。
 - エ 看護職員 利用者に対する健康管理等医療的支援を行う。
 - オ 介護職員 利用者に対する日常的な生活介助を行う。
 - カ 管理栄養士及び栄養士 献立作成、栄養量計算及び調理員の指導等の給食業務全般及び利用者に対する栄養指導を行う。

キ 機能訓練指導員 利用者に対する日常動作のアセスメント及び指導等を行う。

(事業の定員)

第7条 事業の定員は、別表1のとおりとする。

(事業の提供方法、内容)

第8条 事業の内容及び提供方法は次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護等は、利用者の要介護状態の軽減又は状態の悪化防止に資するよう、認知症の症状等利用者の状況を踏まえて、次の内容を主体とした利用者の日常生活に必要なサービスを、目標及び計画に基づき適切に行う。

ア 生活相談・援助

イ 介護サービス

ウ 食事サービス

エ 入浴サービス

オ 送迎サービス

(2) 短期入所生活介護等の提供にあたっては、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画等」という。）に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。

(3) 短期入所生活介護等の提供にあたっては、懇切・丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し運営規程の概要、従事者の勤務体制その他サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

(4) 短期入所生活介護等の提供にあたっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(5) 短期入所生活介護等の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスの提供を行う。

(6) 短期入所生活介護等の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議を通じて、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(7) 短期入所生活介護計画等の作成

ア 受託事業者の相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護等の提供開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続を念頭に、サービスの提供に当たる他の従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画等を作成するものとする。

イ 既に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成するものとする。

ウ 受託事業者の相談員は、それぞれの利用者に応じて作成した「短期入所生活介護計画等」について、利用者及びその家族に対し、その内容を説明し、同意を得るものとする。

エ 利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡など必要な援助を行うものとする。

(8) サービスの提供の記録

短期入所生活介護等を提供した際には、当該短期入所生活介護等の提供日及び内容、当該短期入所生活介護等について介護保険法の規定により、利用者に代わって支払いを受けるサービス費又は介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(9) 居宅介護支援事業者等との連携

- ア 短期入所生活介護等の提供にあたっては、居宅介護支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。
- イ 短期入所生活介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第9条 事業所に勤務する職員は、前条に定めるサービス提供にあたり以下の事項を遵守するものとする。

(1) 介護に係る事項

- ア 介護は、利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
また、利用者の滞在期間中における生活行為を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- イ 入浴は、利用者の心身状況に応じた適切な方法により、週2回以上行わなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴に代えることができる。
- ウ 排泄については、利用者の心身の状況に応じた方法により、必要な援助を行わなければならない。おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、適切に取り替えなければならない。
- エ 前各号に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

(2) 食事に係る事項

- ア 食事は、栄養士を配置し、栄養と利用者の身体状況及び嗜好等を考慮し、適切な時間に提供しなければならない。
- イ 食事は、自立支援に配慮し、利用者の心身の状態に応じた適切な方法により、支援しなければならない。
- ウ 食事は、利用者相互の社会的関係に配慮し、その意思を尊重しつつ、可能な限り離床して食堂で行うように努めなければならない。

(3) 相談支援に係る事項

利用者及びその家族の相談に対して、適切に応じ、必要な助言その他援助に努めなければならない。

(4) 社会生活上の便宜供与に係る事項

利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(5) 機能訓練に係る事項

機能訓練の提供にあたっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。

(6) 健康管理に係る事項

利用者の健康状況に常に注意し、必要に応じてその維持のために必要な措置をとらなければならない。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第10条 身体拘束は利用者の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。事業者は拘束を正当化することなく、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないケアの実施に努め、身体拘束の適正化に取り組むよう努める。

- (1) 利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限してはならない。また、

利用者の家族より、身体的拘束の要望があった場合も同様とする。

- (2) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、施設としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録する。
- (3) 身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、事前に、行動制限の根拠、内容及び見込まれる期間について十分説明し、利用者に同意する能力がある場合は、その同意を得ることとする。また、事業者は、事前又は事後すみやかに利用者、利用者の家族又は利用者の後見人等に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容及び見込まれる期間について利用者に十分説明する。
- (4) 身体的拘束その他の方法により入所者の行動を制限した場合には、当該サービスの実施記録に次の事項を記載する。
 - ア 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
 - イ 利用者に対する説明の時期、その内容及びその際のやり取りの概要
 - ウ 利用者の家族又は利用者の後見人等に対する説明の時期、その内容及びその際のやり取りの概要
- (5) 事業者は、身体拘束の廃止及び適正化のための対策を検討するため定期的に（3ヶ月に1回以上）実施する委員会に職員を参加させ、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (6) 職員に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する。
- (7) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (8) 前各号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項の身体的拘束とは次のものをいう。

- (1) ベッドや車椅子から転落しないよう、入所者をベッドの柵で囲んだり、四肢や身体を紐で縛る。
- (2) 経管栄養等のチューブを抜かないよう、入所者の手にミトン型の手袋をつける。
- (3) その他、入所者に腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、居室の外から鍵をかける、又は向精神薬を過度に使用する等。

(事業の利用料等)

第11条 当該事業を利用者に提供した場合の利用料の額は、別表1のとおり、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである場合は、事業者は利用者から、事業の利用料については介護保険法に定める負担割合に応じて、滞在費及び食費を合わせて徴収するものとする。

2 事業者は、この事業を利用者に提供するにあたり、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から徴収する。なお、その際、あらかじめ利用者及びその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- (1) 送迎に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) クラブ活動材料費
- (4) 理美容代（実費）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この事業において提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(送迎の実施地域)

第12条 利用者がこの事業で車両による送迎を利用する場合、その実施地域は、原則として渋谷区内とする。

(内容及び手続の説明及び同意、契約)

第13条 事業者は、事業所である施設の利用にあたって、あらかじめ、短期入所生活介護等を受ける利用申込者及び代理人に対し、本運営規程の概要、施設に従事する職員の勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付し説明を行い、利用申込者等の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 この事業の利用者は以下の事項を遵守するものとする。

(1) 共同生活の秩序維持

利用者は、この規程及びこの規程に基づく事業所に従事する職員から、共同生活における秩序維持のため指示がある場合は、これに従うものとする。

(2) 外出及び外泊

利用者は、外出又は外泊をしようとするときは、施設に届け出て承諾を得なければならない。

(3) 面会

利用者は、外来者と面会しようとするときは、施設に届け出て承諾を得るとともに、面会時間・場所等に配慮するものとする。

(4) 衛生保持

利用者は、施設の環境衛生の保持増進に協力しなければならない。

(5) 禁止行為

利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 事業所である施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

イ けんか、口論、泥酔等他の利用者に迷惑をかけること。

ウ 事業者が指定した場所以外で火気を用いること。

エ 施設又は設備等に損傷を与えること。

オ 事業者やサービス従事者または他の利用者等の生命、身体、財産、信用、人格等を著しく傷つけ、または事業者の事業運営に支障を及ぼす行為を行うこと。

(緊急時等の対応)

第15条 事業者は、現に当該サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また、緊急事態に対応するため、事前に下記の事項を実施する。

(1) 緊急時の連絡フローの整備

(2) 多職種間での既往症などの情報共有

(3) 主治医等の訪問時の対応方法などの確認

(4) 協力病院等との連携

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当該サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 事故発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故または、事故に至る危険性がある事態が発生した場合には、発生の事実及びその分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可能）及び職員に対する研修に職員を参加させる。

(4) 前各号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事故が発生した場合には、必要な措置を講ずるとともに速やかに区及び利用者の家族等に連絡を行うものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して取った措置については、記録しなければならない。

- 4 当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第17条 事業者は、自然災害や感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、自然災害時及び感染症発生時における業務継続計画（BCP）を策定する。策定した計画は、職員へ周知するとともに、自然災害、感染症とも、それぞれ定期的に（年に2回以上）、研修と訓練を実施する。このBCPは定期的に見直しを行う。
- 2 事業者は、非常災害その他緊急時に備え、防火対策を含む総合訓練を地域消防署の協力を得たうえで年1回以上実施し、入所者の安全に対して万全を期すものとする。
 - 3 備蓄食料品は、東京都等の指導により、3日分とする。

(衛生管理)

- 第18条 事業者は、利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水や食材について、衛生的な管理に努め、また、衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催する他、必要時に随時開催し、その結果を職員に周知徹底する。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備と、事業継続計画（BCP）の策定
 - (3) 職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修と訓練を定期的に（年に1回以上）開催する。
 - (4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に、速やかな対応を行うための体制の整備、協力病院や地域の医療機関等との連携、必要に応じて区及び保健所の指示を求める等によりまん延防止に万全を期す。
 - (5) 日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によっては、入所者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、入所者及び職員に対して手洗いやうがい、検温及びアルコール消毒液等による消毒を励行する等、衛生教育の徹底を図る。
 - (6) 前各号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(虐待防止に関する事項)

- 第19条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に（3ヶ月に1回以上）開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 職員に対し、虐待を防止するための研修を定期的に開催する。（年2回以上）
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
 - (5) 認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐ、あるいは出現時に早期に適切に対応するため、平時から、BPSDに関する研修、カンファレンス、ケーススタディ、評価や計画、振り返り等をチームで取り組んでいく。
 - (6) 施設におけるストレス対策の一環として、ハラスメント防止にも努める。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待が疑われる場合には、利用者の保護とともに、速やかに、これを区に通報する。

(苦情への対応)

第20条 事業者は、当該サービスに関する利用者及び家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に説明するものとする。

2 苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

3 利用者又はその家族からの苦情に対して区及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は必要な改善を行うものとする。

(区の指導)

第21条 事業者は、サービス内容その他について、区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けたときは、当該指導又は助言に従い必要な改善を行わなければならない。

(記録の整備)

第22条 事業者は、施設に従事する職員、設備及び会計に関する記録等を整備しなければならない。

2 事業者は、利用者に関する短期入所生活介護等の提供に関する記録を整備し、その記録が完了の日から2年間は、記録を保存しなければならない。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第23条 事業者は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を誰でも自由に閲覧できるように1階受付に、備え付けの書面(紙ファイル等)を設置するとともに、法人のホームページ上に掲載する。

2 事業者は、全ての従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修(認知症介護基礎研修等)を受講させるために必要な措置を講じる。また、職員の資質の向上の為に、事業に関する適切な研修の機会を設ける。

3 事業者は、適切な介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場におけるハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止の方針を明確に打ち出し、ハラスメント防止のために必要な措置を講ずる。(施設内外の相談窓口の設置、研修、ポスター掲示、アンケート等)

4 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。

5 施設は、居宅介護支援事業者等に利用者の情報を提供する際は、あらかじめ文書等により利用者の同意を得なければならない。

6 職員は、居宅介護支援事業者等に対し被保険者を当該施設に紹介する代償として、金品その他財産上の利益を授受してはならない。

7 職員は、居宅介護支援事業者等から、当該施設から退所する利用者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を授受してはならない。

(委任)

第24条 この規程に定めのある事項のほか、施設の運営に関する事項は、区と受託事業者との協議に基づき定める。

附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規程は平成13年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

令和 6 年 4 月 1 日改正

定員 (第 7 条)		[特別養護老人ホーム空床型] 3 人 [特別養護老人ホーム併設型] 10 人
職員の職種・ 員数 (第 6 条)	管理者 医師 生活相談員 介護職員 看護職員 管理栄養士 機能訓練指導員	1 人 (特別養護老人ホーム、通所介護事業と兼務) 2 人以上 (非常勤、特別養護老人ホームと兼務) 1 人以上 (介護支援専門員と兼務) 40 人以上 (特別養護老人ホームと兼務あり) 7 人以上 (特別養護老人ホーム兼務) 1 人以上 (特別養護老人ホームと兼務) 1 人以上 (特別養護老人ホームと兼務)
利用料 (第 11 条)		
	介護報酬単価	(従来型個室・多床室) 要介護 1 1 日 6,693 円 要介護 2 1 日 7,459 円 要介護 3 1 日 8,269 円 要介護 4 1 日 9,046 円 要介護 5 1 日 9,812 円
	※その他加算	機能訓練体制加算 1 日 133 円 看護体制加算 I 1 日 44 円 看護体制加算 II 1 日 88 円 夜勤職員配置加算 III 1 日 166 円 サービス提供体制強化加算 II 1 日 199 円 緊急短期入所受入加算 1 日 999 円 ※14 日間限度 送迎加算 1 回 2,220 円 生活機能向上加算 1 月 2,220 円 看取り連携体制加算 1 日 710 円 ※7 日間限度 基本単位乗ずる加算 処遇改善加算 II 6% ※令和 6 年 6 月以降 特定処遇改善加算 I 2.7% 介護職員等処遇改善加算 I ベースアップ等支援加算 1.6% 14.00%
	介護報酬単価	(従来型個室・多床室) 要支援 1 1 日 5,006 円 要支援 2 1 日 6,227 円
	※その他加算	送迎加算 1 回 2,220 円 機能訓練体制加算 1 日 133 円 サービス提供体制強化加算 II 1 日 199 円 生活機能向上加算 1 月 2,220 円 基本単位乗ずる加算 処遇改善加算 II 6% ※令和 6 年 6 月以降 特定処遇改善加算 I 2.7% 介護職員等処遇改善加算 I ベースアップ等支援加算 1.6% 14.00%
	食費	利用者負担段階 第 1 段階 1 日 300 円 第 2 段階 1 日 600 円 第 3 段階① 1 日 1,000 円 第 3 段階② 1 日 1,300 円 第 4 段階 1 日 1,445 円
	滞在費 <従来型個室>	利用者負担段階 ※令和 6 年 8 月以降 第 1 段階 1 日 320 円 380 円 第 2 段階 1 日 420 円 480 円 第 3 段階① 1 日 820 円 880 円 第 3 段階② 1 日 820 円 880 円 第 4 段階 1 日 1,171 円 1,231 円

滞在費 <多床室>	利用者負担段階		※令和6年8月以降	
	第1段階	1日	0円	0円
	第2段階	1日	370円	430円
	第3段階①	1日	370円	430円
	第3段階②	1日	370円	430円
	第4段階	1日	855円	915円
日用品費	パック1	1日	40円	
	パック2	1日	50円	
理美容代	実費額			
講座参加費	実費額			

※介護報酬及び加算については負担割合証に準ずる。